

# 和歌山県防災対策推進条例のイメージ

## 自然災害からみんなで守ろう、かけがえのない命！

### 基本理念

自分でできることは自分で(自助)、  
でも、お互いに助け合いながら(共助)  
そして、県及び市町村がこれらを補完(公助)

### 目的

災害への備えや災害の時に、みんながそれぞれの役割を果たすことで、  
災害に強い地域社会をつくる

災害への備え

地域防災力の強化

災害に強い地域社会づくり

生命・身体・財産の保

### 自助

県民	事業者
防災知識の習得等 (第9条)	防災知識の習得等 (第22条)
防災訓練へ参加 (第9条)	防災訓練の実施や参加 (第22条)
自主防災組織の結成や参加 (第13条)	
災害時要援護者情報の提供 (第14条)	従業員等の安全確保と事業継続の手だて (第20条)
生活物資の備蓄 (第11条)	資機材や物資の備蓄 (第21条)
消火器などの用具の備え (第12条)	地域の防災活動への協力 (第23条)
建物の耐震化・家具等の転倒防止 (第10条)	建物等の耐震化など (第21条)
避難及び避難所の運営 (第37条)	災害応急対策の実施 (第40条)
車両使用の自粛 (第38条)	

### 共助

自主防災組織等
防災意識の啓発 防災知識の普及 (第15・16条)
防災訓練の実施や参加 (第17条)
災害時要援護者の避難誘導等 (第19条)
資機材や物資の備蓄 (第18条)
災害応急対策の実施 (第39条)

### 公助

県(及び市町村等)
防災意識の啓発 防災知識の普及 (第24条)
防災訓練の実施 (第34条)
自主防災組織への支援 (第25条)
災害時要援護者の避難誘導等への支援 (第29条)
ボランティア活動への支援 (第26条)
防災リーダー等の養成 (第27条)
防災教育の充実 (第36条)
物資等の備蓄 (第30条)
事業者等との協定 (第31条)
公共施設の整備 (第33条)
医療救護体制の整備 (第32条)
情報収集伝達体制の整備 (第28条)
応急体制の確立 (第42条)
緊急輸送の確保 (第43条)
情報連絡体制の確立 (第41条)
県から市町村への応援 (第44条)